

## 国の認知症施策推進基本計画について

令和 7 年 2 月  
認知症対策推進班

認知症基本計画に基づく認知症施策推進基本計画が、令和 6 年 1 2 月に閣議決定された。

## 1 認知症施策推進基本計画の概要

## (1) 「新しい認知症観」を提示

「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になっても、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」が示された。

## (2) 認知症基本法に掲げられた 12 の基本的施策を具体化

認知症の人に関する国民の理解の増進等  
認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進  
認知症の人の社会参加の機会の確保等  
認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護  
保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等  
相談体制の整備等  
研究等の推進等  
認知症の予防等  
認知症施策の策定に必要な調査の実施  
多様な主体の連携  
地方公共団体に対する支援  
国際協力

## 2 県の対応について

令和 6 年 1 月に施行された認知症基本法において、「都道府県は国の認知症施策推進基本計画を基本とし、都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない」旨規定されていることから、県の認知症施策推進計画として位置付けている県高齢者保健福祉計画の策定(改訂)について、今後検討していく。

## 3 今後の予定

国においては、計画策定に関する自治体向けの手引きの作成が進んでおり、今後公表される予定であることから、この手引きの内容も踏まえ、県計画の取扱いについて検討を行い、必要に応じて次年度の当協議会に諮っていく。